

Title	スペイン憲法裁判所における条約の合憲性審査
Sub Title	La revisión de la constitucionalidad de los tratados en el Tribunal Constitucional
Author	野口, 健格(Noguchi, Takenori)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2013
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.96, (2013. 3) ,p.1- 33
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20130315-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スペイン憲法裁判所における条約の合憲性審査

野口健格

- 一 はじめに
- 二 憲法裁判所の構成と権限
 - (一) 憲法裁判所の構成
 - (二) 憲法裁判所の権限
 - (三) 憲法裁判所宣言の意義
 - (四) ヨーロッパ各国の憲法裁判所との制度比較
 - (五) スペイン憲法裁判所の性質と特徴
- 三 スペインにおける条約の批准に関する問題
 - (一) スペインにおける国際機関への権限移譲
 - (二) スペイン憲法とマーストリヒト条約の抵触に関する憲法裁判所の判断
 - (三) スペイン憲法とヨーロッパ憲法条約の抵触に関する憲法裁判所の判断
- 四 憲法裁判所宣言の憲法秩序への影響
 - (一) スペインにおける国内的議論の状況
 - (二) 解釈説
 - (三) 第一六七条改正説
 - (四) 第一六八条改正説
 - (五) 小括
 - 五 おわりに

一 はじめに

本稿は、スペインにおける「憲法改正の限界」を論じる上で重要な憲法裁判所制度と同裁判所の条約に関する合憲性審査に焦点を当てて論じるものである。その理由は次の通りである。①スペイン現行憲法が改正された事例または改正が検討された事例はすべてヨーロッパ統合に関連したものであること、②憲法典に二つの改正手続条項を有するため、一つしか改正手続条項を有しない場合と比べ、同裁判所の判断範囲が広がる可能性があること、③制度上可能だとしても、第一六八条第一項に列記された条文について改正の必要性を同裁判所が判断することは可能なか疑問が残ること、である。これらのことから、本稿は、スペインにおける憲法改正問題を論じる上で、制度、事例、学説において代表的な議論を紹介する、いわば前提資料としての側面を有している。

一九七八年に制定された新憲法¹⁾は、フランコ独裁体制からの決別を宣言するとともに、スペインが新体制の下、民主化政策を押し進めていくことを世界にアピールするのを目的として制定された。この新憲法では、スペインの憲政史上²⁾で設置されたことのある憲法裁判所制度を復活させたのだが、かつてのものに比べ現在の憲法裁判所には、独裁体制の反省も踏まえ広範な憲法保障についての権限が与えられている。このように、同裁判所の果たす役割が大きくなっていることは、スペインにおける憲法改正限界論について研究する過程でも重要な論点である。そこで、まずスペイン憲法裁判所の構成と権限について整理した上で、ヨーロッパ各国の憲法裁判所とも比較しつつ、スペインの制度の特徴的な点について言及していく。次に、憲法裁判所が、条約について判断した事例として、一九九二年のヨーロッパ連合創設に関する「マーストリヒト条約」(El tratado de Maastricht)の批准と二〇〇四年の「ヨーロッパ憲法条約」(El tratado de la Constitución Europea)の批准について論じることで、同裁判所の条約審査に対する姿勢の変化につ

いて考察を試みる。そして、スペインにおける条約の批准に伴い生じ得る憲法との抵触問題を素材に、憲法がこれらの問題に対して、どのように適応しているのかを概観する。また、スペイン憲法は、他国に比べ特殊な改正手続条項を有しており、特に第一六八条第一項 (el procedimiento agravado de reforma constitucional) に列記されている本質的改正手続を要する事項の存在は、スペイン憲法秩序やヨーロッパ統合、スペイン憲法裁判所の決定に影響を与えている。このような改正条項が設置された理由は、憲法を安定的に運用することが重要であると考えたからである。⁽³⁾ ス페인において「憲法」という文言は、主に二つの表記が考えられる。一つは Constitución で、もう一つは Derechos Políticos である。前者は、国家の基本的な構造に関する法として捉えているが、後者のように政治の諸法という捉え方もまたスペインでは一般的である。また、国内問題としては、内戦を経験したことからも分かるように、スペイン国内の勢力が大きく分けて王党派と共和派がフランコ独裁を経験する以前から存在し、国の統治形態が安定的ではなかった。このことはフランスと類似する部分があるだろう。しかし、現憲法において憲法運用の部分で取り入れられたのは、主にドイツ流の憲法裁判所を中心とした抽象的違憲審査制であった。これは、ナチスの経験から憲法裁判所の導入に至ったドイツに倣ったものと言われている。このことから分かることは、スペインは法文化やその歴史はフランスに倣ったものが多いが、独裁体制崩壊後はドイツを参考に憲法裁判所制度を構築してきたということである。以上を踏まえて、次章では、憲法裁判所が条約の合憲性審査を始めとする憲法保障に対してどのような役割を担っているのか考察したい。

二 憲法裁判所の構成と権限

ヨーロッパ統合に関する条約の批准に際して憲法裁判所がどのような形で憲法を運用（解釈か第一六七条改正か第一

六八条改正か) するのかわという問題は、憲法改正に当たって国民投票を必要としないドイツとは違い、スペインでは改正手続の中で国民投票をする選択肢もしいない選択肢も存在する(第一六七条および第一八八条) ため、憲法秩序に影響を与え得るという意味において、憲法裁判所は重大な判断を要求されている。ただし、今までに行われた憲法改正で国民投票が行われたことがないことから、憲法裁判所によって現行憲法秩序に大きな変更が加えられたことはない。

(一) 憲法裁判所の構成

憲法裁判所の主な関連法規は、憲法第九編(第一五九条〜第一六五条)と、「憲法裁判所に関する組織法」(Ley Orgánica del Tribunal Constitucional)以下、「LOTC」である。憲法裁判所の構成を検討することは、同裁判所の性質を明らかにする上でも重要だと考えられる。

スペイン憲法裁判所は一二名の裁判官で構成され、上下両院が各四名、内閣が二名、司法権総評議会(Consejo General del Poder Judicial)⁽⁸⁾が二名を推薦する。実質的な任命に立法・行政および司法の三権が関与しているのは、憲法裁判所が超国家的機関(suprapoder)だからであると考えられている。中でも国会が三分の二の裁判官を指名するのは、国会が国の最高機関だからであり、議院内閣制を採用しているスペインにおいて、国会は最も民意に近い存在と言えるからである。これら諸機関の提案に基づいて、国王が任命することになっている(憲法第一五九条第一項およびLOTC第五条)。裁判官に指名される者は皆、十分な学識を有し、かつ一五年以上の専門職歴を有する有能な法律家でなくてはならない(憲法第一五九条第二項およびLOTC第一八条)。その職歴は、裁判官、検察官、大学教授、公務員または弁護士であり、これらの中から任命されるのである。法曹界・学界・官界の三分野が憲法裁判所の母体となるのだが、実際には大学教授が選ばれる例が多い⁽¹⁰⁾。これは著名な大学教授が政党のブレンであったり、もしくは大

学教授と政治家という立場を行ったり来たりするような例が多いからである。¹¹ なお、現在の構成は、元最高裁判事が五名（長官を含む）、元大学教授七名（憲法学者二名、労働法学者二名、刑法学者一名、行政法学者一名、法哲学者一名）である。¹²

裁判官の任期は九年、三年ごとに三分の一が新たに任命され、その他の公職、商業活動等の兼職、政治活動等を禁止され、任務の遂行においては独立にして罷免されない。また、憲法裁判所の長官は、任期三年ごとに一回のみ再選可であり、構成員の中から同裁判所自身の提案に基づき国王が任命する。裁判官の構成に関する L O T C は、これまで五回部分的に改正¹³されている。なぜなら、裁判官の任命は、予防策が講じられていたにもかかわらず、一般法則に従って、政治勢力間（特に社会労働党 (Partido Socialista Obrero Español) と国民党 (Partido Popular) との間) で、取引を生み出してきた。¹⁴ このことから、国内の政治状況が憲法裁判所に影響を与えていることが分かる。

(二) 憲法裁判所の権限

憲法裁判所の任務は、主に (a) 憲法の規範としての優位性を守ること、(b) 憲法上の基本的権利を守ること、(c) 国と自治州¹⁵ の間の、または自治州間の紛争を解決し、権限（管轄権）の線引きを行うこと、(d) 憲法を解釈すること、(e) 憲法裁判所の構成の合法性を確保することなどであるとされる。¹⁶ 憲法裁判所の権限は、憲法第一六一条および L O T C の規定に従って、以下の事項について審理するものである。

1 法律及び法律の効力を有する規範の違憲性

(1) 「違憲の訴え」(el recurso de inconstitucionalidad) は、訴訟とは無関係に、首相、護民官、各五〇人の上院議員・下院議員、自治州の合議制執行機関、または自治州議会の申立てに基づいて行われる規範審査であり、ドイツの場合でいうところの「抽象的規範統制」に当たる。それに対し、(2) 「違憲審査」(la cuestión de inconstitucionalidad) は、具

体的な裁判に付随して、裁判官または裁判所の申立てによって行われる、いわゆる「具体的規範統制」である⁽¹⁸⁾。スペインにおける違憲審査は、具体的な訴訟事件とは無関係に、法令などの合憲・違憲を審査するいわゆる抽象的違憲審査制である。司法機関は、訴訟手続において、事件に適用される法律等が憲法に違反する疑いがあると判断するときは、憲法裁判所に当該事件を送付することができる（憲法第一六三条）。すなわち、同裁判所は、抽象的な違憲訴訟を担当するだけでなく、具体的事件における、法律等の違憲判断、いわゆる付随的審査も行う。

2 権利及び自由の侵害に対する憲法訴訟

憲法訴訟 (*el recurso de amparo constitucional*)⁽¹⁹⁾ は、正当な利益を有する自然人もしくは法人、または護民官もしくは検察官に提訴資格があり（憲法第一二二条）、個人の基本的な権利や自由の完全な保障を目指す。憲法訴訟の対象となるのは、憲法第一四条から第二九条にかけて認められている権利及び自由、ならびに憲法第三〇条で認められている良心的兵役拒否 (*la objeción de conciencia*) である。憲法訴訟の対象となり得るのはそれだけで、その他の権利は対象とはならない（LOTC 第四一条第一項）。また、同項に認められている権利または自由であれば、どんな場合にもそれが憲法訴訟による保護の対象となるというわけではない。憲法訴訟は原則として、「国の公権力、自治州及びその他の地方的、法人的もしくは、制度的性格を有する公的機関及びその公務員もしくは職員が行った規定、法的行為または単なる暴力行為（LOTC 第四一条第二項）」によって、それらの権利や自由が侵害された場合に、その侵害から市民を保護するのである。さらに憲法訴訟を提起するためには、事前に「適切な司法的手段が尽くされている」ことが必要とされる（LOTC 第四三条第一項）。

3 憲法訴訟

憲法訴訟 (*los conflictos constitucionales*) とは、憲法裁判所が、次に挙げる当事者間における権限（管轄権）をめぐる争いにつき、判断を行うことである。(1) 国と単一または複数の自治州との間、(2) 二つ以上の自治州相互間、(3) 政府と

下院、上院もしくは司法総評議会との間、またはこれら憲法機関のいずれかの間である（L O T C 第五九条）。これらの争訟は、その内容の性質上、(a) 国と自治州との間、または自治州相互間の権限をめぐる争訟と、(b) 国の憲法機関（政府と下院、上院もしくは司法総評議会）相互間の権限をめぐる争訟に分けることができる。

4 国際条約の合憲性

憲法第九五条は、「政府またはいずれかの議院は、条約が憲法に違反しないかどうかの宣言を憲法裁判所に求めることができる」と規定する。しかし、憲法裁判所の権限を規定した憲法第一六一条には、国際条約についての言及はない。それはL O T C 第六編（第七八条）の規定に委ねられている。政府またはいずれかの議院が、憲法裁判所に対して合憲性／違憲性の宣言を求めることのできるのは、「すでに正文は確定しているが、まだ国が同意を与えていない国際条約の規定（第七八条第一項）」とされる。つまり、まだ批准が行われていない条約に限られるのである。審査請求を受理した後、憲法裁判所は、一ヶ月の期間を設けて、政府及び各議院に当該問題に関する意見表明を行わせなければならない。また、憲法裁判所は、審査請求権のある政府及び各議院だけでなく、その他の自然人もしくは法人、またはその他の国家机关あるいは自治州機関に対しても、必要に応じて説明を求めることができる。その場合には前述の期限は、三〇日を超えない範囲で延長することが可能である（第七八条第二項および第三項）。その期間が経過した後、憲法裁判所は宣言を行わなければならない。この宣言に法的な拘束力はないものの「拘束的な性格を有する」とされており、憲法裁判所が条約の合憲性を宣言した場合には、国家机关は、法的な理由でなく政治的な理由からその条約の締結を断念せざるを得なくなる可能性を了承しつつ、締結に向けた手続が続けられることになる。逆に、その違憲性が宣言された場合には、もし可能であれば憲法に反する規定を再協議に付し、あるいは留保し、または憲法が改正されるか、もしくは締結を断念するかということになる²⁰。したがって、憲法裁判所により違憲の宣言を受けた条約を締結するためには、憲法第九五条第一項の規定により、事前に憲法の改正が必要になるのである。いわゆる、国

際法規の国内法化に関わる統制である。

(三) 憲法裁判所宣言の意義

ヨーロッパ法の国内法への直接効果がヨーロッパパレヴェルでは議論に繋がっているが、国際条約の批准に際して、スペイン憲法第九五条第一項の趣旨は、条約と憲法が矛盾・抵触した場合に、条約を断念するか、憲法を改正してでも条約を締結するかを、法政策的措置に委ねることであるから、条約優位の考え方を一般化したものではない。しかし、憲法の尊重を目的とする憲法裁判所が、憲法よりも優越する国際条約の存在を暗に認めることになるのではとの見解があることもまた事実である。実際に、憲法裁判所も判決の中でヨーロッパ法の国内法に対する優位性を判示したヨーロッパ裁判所の *Costa/Enel* 判決⁽²³⁾と、国際機関への権限移譲を規定した第九三条を合わせて引用し、立场上憲法改正の必要性を判示したが、同時に、ヨーロッパ統合に対して否定的ではないという立場も明確にしている⁽²⁶⁾。

憲法裁判所の判断基準としては、憲法第一〇条第二項に、「憲法に定める基本的権利及び自由に関する規範は、世界人権宣言ならびにスペインが批准した人権に関する国際条約及び国際協定に従って、これを解釈する」とあり、現実には条約と憲法との矛盾・抵触の幅は、もはや解釈では説明ができないくらい拡大したと判断できる場合には、憲法改正に繋がる宣言を発することに妥当性を見いだせるのではないだろうか。

ところで、フランスの議論である超憲法的トランスナショナル規範の存在は、解釈か改正かという問題を論じるにあたって有益な示唆を与えてくれる。この概念の存在を肯定することは、国際法規範による憲法規範の統制を意味する。もちろんこの概念に対する憲法学上の批判は根強い。さらに、二元論の立場を取れば、あくまで条約と憲法は、それぞれ独立した規範であるので、矛盾や抵触はそもそも問題にならない。また、条約の合憲性審査機関が憲法裁判所なので、判断を下した憲法裁判所の裁判官が事実上の主権者となってしまうおそれがある。つまり、例えば国民投

票を行わないという趣旨の宣言それ自体が、民主的正統性という観点から見ても反民主主義的であると言わざるを得ない⁽²⁸⁾のである。

しかしながら、憲法裁判所の判断として、ある法令が必要とされるに至った時代状況の変化を踏まえて、憲法を常に現代化し、その既判力を維持していくという姿勢が見て取れる⁽²⁹⁾とも評価できる。ある国家行為が同裁判所により違憲と判断されたとき、それをきっかけにして憲法自体の妥当性を検証していくことも必要ではないだろうか。

(四) ヨーロッパ各国の憲法裁判所との制度比較

現行のスペイン憲法下で憲法裁判所が設置されたのは一九七九年であるが、この制度自体、ヨーロッパ各国の制度を模範とした側面がある。そこで、各国の憲法裁判所制度を概観することで、スペイン憲法裁判所のどのような部分⁽³⁰⁾が特徴的なのかを見ていくことにする。表1にもあるようにスペインの憲法裁判所における裁判官の資格は、法分野において多くの影響を受けてきたフランスのものではなく、ドイツやイタリアの制度に近い。そして憲法裁判所裁判官の任命機関に関しては、スペインは形式的には国王だが、実質的に国王に提案する機関がすべて政治部門から選出されるのではなく、比率的には僅かであるが司法機関からも選出される。表2によるとスペインの制度に近いのは、イタリアとポルトガルであるが、やはり司法機関から選出される人数は政治機関と比べると少ない。長官の人事もスペインは、裁判所自身が選出するイタリアやポルトガルの制度に近く、それに対し、ドイツは議会、フランスは大統領が選出する。また、表3の憲法裁判所の権限を見て分かることは、条約に対する審査権限を明示的に持つのはスペインとポルトガルの二国である。もちろん、ドイツ・フランス・イタリアの憲法裁判所も当然、条約と憲法との抵触について判断することは可能である。この点に関する理由は、スペインとポルトガルが、ともに長期独裁政権崩壊後に憲法裁判所を設置し、その時期も比較的近時であることから、条約の審査を権限の一つとして直接的に規定する制

表1 ヨーロッパ各国の憲法裁判所裁判官の構成

	人数	任期	定年	再任の可否	裁判官の資格
スペイン	12名	9年	なし	否	法律家であること（裁判官、検察官、大学教授、公務員または弁護士）かつ最低15年の経験
ドイツ	16名	12年	40歳以上 68歳以下	否	裁判官に就く資格を有する40歳以上の者、うち6名については連邦最高裁判所で3年以上裁判官であった者
イタリア	15名	9年	なし	否	司法及び行政上級裁判所の司法官、法学教授、または20年の職歴を有する弁護士であること
フランス	9名	9年	なし	否	なし
ポルトガル	13名	6年	なし	可	・裁判官（6名以上） ・法律家

出典：ルイ・ファヴォール著・山元一訳『憲法裁判所』（敬文堂、1999年）、144-145頁、「資料1 各国における憲法裁判所の構成及び権限（平成15年5月7日 国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会課憲法室）」『（衆憲資第29号）「司法制度及び憲法裁判所（憲法の有権解釈権の所在の視点から）」に関する基礎的資料』（衆議院憲法調査会事務局、2003年）、31頁、初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集〔第二版〕』（三省堂、2010年）及び阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第三版〕』（有信堂高文社、2005年）を基に著者作成。

表2 ヨーロッパ各国の憲法裁判所裁判官の任命機関

	任命機関	
	裁判官	長官
スペイン	下院（4名）、上院（4名）、内閣（2名）、司法総評議会（2名）の提案に基づき国王が任命する	・裁判所自身の推薦に基づき国王が任命する ・任期3年
ドイツ	連邦議会（8名）、連邦参議院（8名）が選出し、大統領が任命する	連邦議会と連邦参議院が交互に任命する
イタリア	大統領（5名）、議会（5名）、司法及び行政最高裁判機関（5名）	・裁判所自身 ・任期3年（裁判官としての任期内）
フランス	大統領（3名）、国民議会議長（3名）、元老院議長（3名）	大統領
ポルトガル	議会（10名）、憲法裁判所（3名）	裁判所自身

出典：表1と同様。

表3 ヨーロッパ各国の憲法裁判所の権限

	権限	
スペイン	<ul style="list-style-type: none"> ・国の法律及び法律の地位を有する規範に対する違憲性の審査 ・権利及び自由の侵害に対するアンパーロ訴訟（憲法訴願） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国と自治州の間、または自治州相互間の権限をめぐる争訟 ・国際条約の合憲性の審査
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・公権力による基本権等の侵害に関する憲法訴願に対する決定 ・市町村の自治権が法律により侵害されたとする憲法訴願に対する決定 ・連邦法、州法の違憲性及び国際法の適用に対する違憲性の審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・機関訴訟 ・反民主主義的または連邦の存立に反するような政党の禁止 ・基本権の濫用者に対する基本権喪失の決定 ・連邦議会の選挙の効力に関する異議に対する審査 ・大統領の訴追に対する審査 ・裁判官の訴追に対する審査
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> ・法律、法律の効力を有する法規、州法の違憲性の審査 ・機関訴訟 	<ul style="list-style-type: none"> ・大統領の弾劾 ・国民投票の許可に関する審査
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・組織法律及び議院規則に対する違憲性の審査 ・通常法律に対する違憲性の審査 ・大統領選挙の適法性の監視、異議申立ての審理、投票結果の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民議会議員及び元老院議員選挙の適法性の裁定 ・国民投票の施行の適法性の監視、結果の公表 ・大統領の職務遂行不能の認定 ・大統領の非常事態措置権行使の際の諮問 ・違憲の抗告に対する合憲性審査
ポルトガル	<ul style="list-style-type: none"> ・組織法律に対する違憲性の審査 ・通常法律に対する違憲性の審査 ・立法不作為についての違憲性の審査 ・自治州議会の定める自治州法の違憲性の審査 ・自治州の憲法上の権利の侵害の審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治州の法規範の違憲性の審査 ・行政裁判 ・条約及び国際協定に対する違憲性の審査 ・選挙訴訟の控訴審 ・政党の違憲性と違法性の審査 ・大統領の職務の終了の認定 ・国民投票の違憲性と違法性の審査

出典：表1と同様。

度になったのだと考えられる。また、制度的に表3で紹介した国々とスペインが決定的に違うのは、スペインは立憲君主制を取っており、選挙によって選出される大統領の権限を審査する機能は持ち合わせていないことである。

(五) スペイン憲法裁判所の性質と特徴

スペイン憲法は、憲法裁判所を司法権から独立した機関として、第九編に規定していることから、その「独立性」に重点を置いていることがわかる。一九七九年の「憲法裁判所に関する組織法」は、同裁判所を憲法解釈の最高機関として、憲法に基づく他の国家機関から独立し、憲法および同組織法のみに従い活動すると位置付けている。憲法裁判所は、議会、内閣、最高裁判所と同等の地位にあるが、機能の面からは、一種の司法機関であると言えよう。⁽³⁰⁾

憲法裁判所はまた、憲法中の政治的性格を有する規定を解釈し、国の政治活動の規準となる判断を示すことにおいて、政治的性格を持つ。このとき、憲法裁判所の判断の限界というのも、問題になってくる。それはある意味で、三権の上に立つ機関として位置付けられ、憲法解釈者としての、いわば「無謬性」が推定されることになる。しかし、こうした特徴は、注意を怠ると、憲法裁判所を憲法の単なる解釈者に留まらず、事実上の憲法制定権者のようにしてしまいかねない。それだけに、憲法裁判所は、その職権行使にあたり、他の国家機関、とりわけ立法院との関係において、強い自己抑制の態度を求められる。だからこそ、憲法裁判所は、初期の判決でこうした態度について言及し、国民の意思の表明である法律を改廃できるのは国民の代表者だけであるとの原則に基づいて、国会の意思を尊重し、違憲の宣言を行うことについては慎重を期する旨、自己確認している。⁽³¹⁾

つまり、法律の違憲性を宣言できる権限は、それを必要とするだけの重大かつ確かな理由が存在する場合や、憲法機関またはその実体的部分が憲法違反の存在を認める場合、また、憲法違反を宣言しなければ、憲法が侵害されている状態を司法機関が黙認することになってしまう場合に行使されるべきである。そのような重大な侵害が存在しない

ときは、国民の代表である立法府を尊重し、憲法裁判所は違憲性に関する宣言を行うのを慎むことが必要になるのである。⁽³²⁾ なおスペインでは、一九三一年の第二共和国憲法で憲法保障裁判所が設けられていたのが唯一の先例であるが、その権限は現在の憲法裁判所よりも限定されていた。⁽³³⁾ 以上、概観してきた憲法裁判所制度を踏まえた上で、次章では同裁判所がヨーロッパ統合に関する条約について審査した事例について考察する。

三 ス페인における条約の批准に関する問題

これまでスペインでは、ヨーロッパ統合に関連する条約の批准に際しては、一貫して賛成の立場を堅持してきた。しかしながら、統合の性質上、憲法権限の一部と国際機関の権限が抵触することは十分に想定されたため、憲法典内に国際機関への権限移譲についての条文を設置したのである。スペイン以外の加盟国は、このような場合に幾度か憲法改正を繰り返すことで国内法のヨーロッパ法に対する安定性を確保してきたが、これまでスペインは、国際条約を批准する必要性が生じた場合、憲法第九三条に基づき対応していた。⁽³⁴⁾ そのため、憲法改正は行われてこなかった。当時のスペインでは、ヨーロッパ法の国内法に対する優位性が認められるようにはなってきたものの、無条件にヨーロッパ法の優位性が確立しているわけでもなかった。そのため、国際機関への権限移譲が明記されている同条は、統合過程において重要な役割を果たすことになった。以下では、国際機関への権限移譲についてスペイン憲法が予定している制度について論じた後、憲法裁判所が条約を審査した二つの事例について検討を行う。

(一) スペインにおける国際機関への権限移譲

1 憲法第九三条

憲法九三条の適用範囲について、同条の第一パラグラフの立憲的趣旨は、条文全体の中でもより技術的な性質であることを常に考慮に入れなければならないとしつつ、憲法制定者は、主権の移譲のような制度の創設に備えるために他の加盟国の憲法（ベルギー、ルクセンブルク、デンマーク、オランダ等）を十分に考慮に入れていたという見解⁽³⁶⁾がある。また、第九三条の手法は、憲法的領域の帰属に関する問題に対し、EC（当時）の利益のために、多数決に基づいた制度だと理解されている。統合という最終目的の承認（特定の権限の帰属だけではない）は、法制度や共同体法規の目的が特別のものであったり憲法の変容を意味するものであることと同じ解釈をしなければならず、およそ連邦的な統合であるこの制度の緊急にして新しい要求と一致している⁽³⁷⁾。つまり、同条の適用が意味するところは、明示的であっても暗示的であっても憲法規範に対して何らかの影響を与える性質である可能性が少なからずあるということである⁽³⁸⁾。

2 国際機関へのスペイン憲法上の権限の移譲

前述したスペイン憲法第一〇条第二項は《比較法的解釈条項》と呼ばれており、この規定の「スペインが批准した人権に関する国際条約および国際協定」という文言の中身には、ヨーロッパ人権条約（一九五〇年）などの国際法規範も含まれる。つまり、ヨーロッパ法が、スペインの憲法裁判所判例やその他国内の司法機関が下す判例に影響を与えるようになってきているのである。この点につき、超憲法的トランスナショナル規範（ルイ・ファヴォル⁽³⁹⁾）がスペインや他のヨーロッパ各国において存在しており、すでに国際裁判官ないしトランスナショナルな裁判官による憲法規範の統制が始まっていることを意味しているという見解もある⁽⁴⁰⁾。EC裁判所（当時）はその典型であり、ヨーロッパにおける新しい法秩序の構築に役買っていることは言うまでもない。しかし、それではそれらの裁判官主権にな

るおそれがあるのではないかという批判も存在する⁽⁴¹⁾。この批判に応えるには、やはりヨーロッパ統合に関する構成各
 国の「同意」(consentimiento)によらねばならない。国家主権との矛盾を回避する手段としての「同意」という意味
 では、やはり、統合が進んでいく過程で国民投票を行い、民主的正統性を得ることに尽きる⁽⁴²⁾。とはいっても、国民
 投票を行うことは国家運営上かなりの負担になることも事実であることから、頻繁にこれを行うことには慎重である
 のも理解できるところである。スペインのマーストリヒト条約批准に伴う憲法改正において国民投票は行われなかつ
 たわけだが、この点に関しては若干の疑問を残しつつも評価されている。もともと、スペインに限らず、ヨーロッパ
 で現在進行している統合という現象は、非常に長いスタンスでみれば、中世の封建制が崩れて、国民国家が形成され
 て以来、不可侵と考えられてきた「国家」という政治単位が、徐々にその機能を変えつつある過程とも考えられてい
 る。「国家の変容」をここに見ることができるのである。

(二) スペイン憲法とマーストリヒト条約の抵触に関する憲法裁判所の判断

この事例に際して、スペイン政府は、次の点について宣言をするよう、憲法裁判所に求めた。①マーストリヒト条
 約のG条C項(後にEEC創設ローマ条約の第八b条第一項に組み込まれた⁽⁴³⁾)にある、ヨーロッパ市民に市町村選挙におけ
 る参政権⁽⁴⁴⁾を認めよという内容は、憲法と抵触するの否か。②同条約に対して、国際機関への権限移譲を明記した条
 項である憲法第九三条は適用できるの否か。③同条約と憲法との抵触は、第一三条第二項だけでなく第二三条第二
 項にも及ぶかどうか。④市民の参政権と公職就任権について規定された憲法第二三条にある「市民」は、その範疇に
 外国人は含まれないにせよ、それがスペイン市民とヨーロッパ市民どちらを指すのか。⑤外国人参政権問題は憲法第
 一条第二項にある「国家の主権はスペイン国民に存し、すべての国家権力はスペイン国民に由来する」という規定に
 反するのではないか。⑥すべてのタイプの国際条約を憲法第九三条の規定に基づいて、第九五条第一項の規定を当て

はめることが可能ではないか。

以上のことについて憲法裁判所は、以下のように宣言した。⁽⁴⁵⁾ ①について憲法裁判所は、スペイン憲法では外国人参政権は市町村選挙における選挙権しか認めておらず、外国人の被選挙権を認めないスペイン第一条第二項の規定は、同条約の規定と抵触するので、同条約を批准するためには、第一六七条に規定されている手続に従って、第一条第二項を改正すべきであるとされた。②については、当該事例においては、第九三条による条約の承認は認められないとした。③については、同条約と憲法との抵触は第一条第二項のみで第二条第二項との間には抵触は存在しないとされた。④については、確かに国民 (nationales) ではなく市民 (ciudadanos)⁽⁴⁶⁾ という言葉を用いているが、これは、独裁体制 (一党独裁) から民主制 (政治的多党制) への移行に際して、その意図を明確にするためにあえて市民という言葉を使用したと述べたが、スペイン市民かヨーロッパ市民かという点については述べなかった。⑤については、外国人参政権といっても、あくまで市町村レヴェルの選挙であり、国政ではないため、違反しているとは言えないとした。⑥については、九五条の目的 (外圧から憲法秩序を守ること) は、現代の国際関係や超国家的組織の存在に照らしたとしても、すべて第九三条によって対応できるわけではないとした。また、現行の憲法に照らせば、同条がいうところの国際機関へ権限を譲渡する余地は不明確であると述べた。

この宣言を受け政府は、憲法第一六七条の規定に従い、市町村選挙における外国人選挙権だけでなく、被選挙権も認めるという内容の憲法改正案を国会に提出した。このときは、憲法改正がすべての会派の合意の下、非政府提出法律案の形式で行うべきであるという政府の方針があったため、一九九二年六月七日、下院のすべての会派が共同して同改正案を下院に提出し、可決された。同改正案は下院本会議での承認に続き、上院本会議でも承認された。その結果、憲法改正は国民投票に付されることなく成立する運びとなった。同年、八月二十七日、国王は憲法改正を裁可し、これを公布した。結果としてスペイン憲法第一条第二項は、「市町村における選挙権」という部分に加筆する形式

で「市町村における選挙権及び被選挙権」と改められた。

なお、その他のヨーロッパ諸国の外国人参政権に対する対応は次の通りである。アイルランド、デンマーク、オランダでは、同条約批准の問題が生じた当時、すでに各国の域内に居住する住民に対して選挙権・被選挙権ともに認められている状況であった。⁽⁴⁸⁾ イギリス、ポルトガルでは、同条約批准問題が生じた当時、特定の外国人に対しての地方自治体選挙における選挙権と被選挙権が認められているという状況であった。すなわち、これらの国々は、地方自治体選挙において外国人に選挙権と被選挙権を付与するという問題に対して、憲法の修正は必要ないということになる。

一方で、フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、ギリシャ、ルクセンブルクでは、外国人の選挙権と被選挙権は認められてはならず、それぞれの国民の投票権に対して、程度の差こそあれ、憲法上で留保されている状況であった。

これらの国々は、憲法の修正が必要であり、批准当時、すでにそれを実行したか、もしくは実行過程にあった。⁽⁵⁰⁾ スペインは、特定の外国人に対しての地方自治体選挙における選挙権は認めているが、被選挙権までは認めていないとされていた。⁽⁵¹⁾ そのため、同条約批准の際には憲法改正が必要であるという結論に至ったのである。

このように様々な問題が提起される機会となったが、スペインでは、国会のほとんどの党派が今後、新たに憲法改正を行う場合には、政治的合意の形成が不可欠であるという意思を確認し、コンセンサス重視の立場を明確にした。当該宣言が、現行憲法改正のリーディングケースとして、スペイン政治に与えた影響は大きい。

(三) スペイン憲法とヨーロッパ憲法条約の抵触に関する憲法裁判所の判断

この事例は、スペイン政府が、ヨーロッパ憲法条約の批准に際して、次の四点について憲法裁判所に宣言を求めたものである。①ヨーロッパ憲法条約Ⅰ―六条（ヨーロッパ連合の諸機関が制定した法は、加盟国の法に優先する）と憲法の間に矛盾の存在または不存在について。②ヨーロッパ憲法条約Ⅱ―一一一条（適用範囲）及びⅡ―一二条（権利及

「原則の範囲及び解釈」と憲法第一〇条第二項との間に矛盾が存在するかしないか。③ヨーロッパ憲法条約に対して、国際機関への権限移譲を明記した条項である憲法第九三条は適用できるのか否か。④当該事例が、憲法条文を改正する必要性を有しているかどうか。

その結果として憲法裁判所は次のように宣言した。⁽⁵²⁾ ①・②について矛盾は存在しないと判示し、③については同条約の批准に対しては憲法第九三条で十分対応できると判示した。また、当該事例において政府の要求した④について宣言を求めることは、憲法裁判所が行う判断としては適切とは言えないとして却下した。

当該事例から分かることは、条約が合憲・違憲であるという宣言を発しなくても、そのようなメッセージを発することで、できる限り憲法裁判所が憲法規範に直接影響を与えることのないよう配慮していることが窺える。⁽⁵³⁾ そうした姿勢が、憲法の安定性を高めつつ、スペイン国内の世論を誘導するのである。同条約自体は、結局はフランスとオランダが国民投票を実施したものの、否決という結果に終わったため、発効には至らなかったが、スペインは構成各国内で最初に国民投票を実施し、賛成の意思を示した。このとき憲法裁判所は、「ヨーロッパ憲法条約とスペイン憲法の間には矛盾や抵触は存在しない」と宣言し、批准に際して法的には憲法第九三条の規定（国際機関への権限移譲）で十分対応できるという判断を示していた。つまり、④に関する判断は、できる限り政治部門に譲る姿勢を示したのである。この点が、マーストリヒト条約批准時の宣言との違いである。

(四) 憲法裁判所宣言の憲法秩序への影響

1 マーストリヒト条約

一九九二年のマーストリヒト条約批准に際して、「ヨーロッパ市民権」(la ciudadanía europea)⁽⁵⁴⁾ という概念が誕生し、加盟国内の外国人に対して地方参政権が与えられることになったため、スペインもその他の加盟国とともにマースト

リヒト条約を批准するためには同条約と国内法との間にある抵触を解消しなければならなかった。また、二〇〇四年のヨーロッパ憲法条約批准に際しても、条約と憲法が抵触するか否かという疑義が存在した。このように、憲法の番人たる憲法裁判所が発する宣言が、憲法秩序をどのようにコントロールするのかが注目されている。

一九九二年の事例では、スペインの憲法裁判所の意思が憲法改正を促した側面があり、その意思決定にはマーストリヒト条約という新しい対外的規範が少なからず影響を与えているということである。今後も憲法裁判所がヨーロッパ統合に関する条約に対して、違憲の判断を下すようならば、そのような性質の条約を批准するために憲法改正を行うことが必要になると考えられる⁽⁵⁶⁾。また、違憲の宣言を発しなくとも、条約が合憲であるというメッセージを発することによって憲法の安定性を高めつつも、スペインの国内世論を誘導するような状況も起り得る。このことは、憲法改正や国家的に重要な決定を国民投票にかける際に、憲法裁判所の判断が示されていれば、それによって民意を政治的に想定された結果へと向かわせるということも考えられる。つまり、ヨーロッパ議会の決定やヨーロッパ司法裁判所の判決などがスペイン憲法裁判所に影響を与え、その憲法裁判所の見解はスペインの国政、さらには民意にまで影響を与えることが考えられるのである。スペイン憲法裁判所は、「スペイン憲法の最高の解釈者」として憲法秩序を維持しつつ、ヨーロッパ統合という荒波の中、「憲法の舵取り」を迫られている。

2 ヨーロッパ憲法条約

ヨーロッパ憲法条約では、憲法裁判所が行う判断について、条約と憲法の間での抵触の存在については判断したが、憲法改正の必要性については消極的な態度をとった⁽⁵⁶⁾。確かにマーストリヒト条約の批准に関する宣言のように憲法を安定的に運用するために積極的な判断をすることについては一定の評価ができるものの、同裁判所にはそこまでの役割は期待されていない。このことは、政府が、法的拘束力のない宣言を自身の政策に関するいわばお墨付きを得るために求める制度としての側面からも理解できる。つまり、憲法の改変はあくまで民意の信託を受けた政治部門が行わ

なければならぬからである。当該宣言は、憲法秩序に直接的な影響は与えていないものの、憲法裁判所の憲法運用に対して間接的に与えた影響は大きいように思う。憲法裁判所の宣言について学者の立場からは、いくつかの問題提起と活発な議論がなされた。本章で言及した事例に付属する代表的学説の紹介として、次章では、解釈説、第一六七条説、第一六八条説の三つの立場から論じていきたい。

四 ス페인における国内的議論の状況

(一) 解釈説

この学説は A. MANGAS MARTÍN、J. DE MIGUEL 等によって主張されているもので、その内容は憲法第九三条に基づけば改正は必要なしとするものである。この学説の背景には、内閣に属する國務院 (Consejo de Estado)⁽⁵⁷⁾ が、制度的な修正は極力小さいものにするべきであるという見解を示していることを、重く受け止めているということがある。主に、国際法学者やヨーロッパ統合論者らが中心となり展開された学説であり、彼らは、国際機関への権限移譲について明記された憲法第九三条を根拠に、ヨーロッパ統合に関する決定事項であるマーストリヒト条約やヨーロッパ憲法条約は国内的効力を持ち得ると考えているため、憲法改正は必要ないとしている。それ以外の法的な修正としては、「選挙制度に関する組織法 (Ley Orgánica de Régimen Electoral General)」の関連条項 (第一七六条 (選挙権について)、第一七七条 (被選挙権について)) を改正するだけで十分だとしている⁽⁵⁸⁾。

また、これらの条約による法的影響は第九三条の範囲内であると考えており、さらに、マーストリヒト条約におけるヨーロッパ市民権は、スペイン憲法に本質的な変更をもたらさないではないかと主張している⁽⁵⁹⁾。つまり彼らは、憲

法第九三条がいうところの国際機関への権限移譲の限界は、憲法の第一編にある自治州に関する制度や法の尊重、基本的権利・自由などであり、民主的な国家を存続の危機に追いやるような主権の帰属が問題なのだとしている。⁽⁶¹⁾ そのほかに彼らは、後述する第一六八条改正説の論者がマーストリヒト条約と憲法との抵触は主権の帰属の問題に直接関わる問題なのではないだろうかという主張に対して、当該条約が超国家的組織であるヨーロッパ議会の決議であるから問題はないと反論している。⁽⁶²⁾ ヨーロッパ連合を超国家的組織と捉える見方は、ヨーロッパ憲法条約批准の際も同様である。また、ヨーロッパ憲法条約の批准に関しては、結果的に解釈で十分であるという判断が下されたことから分かるように、この学説の妥当性が再認識されている。

(二) 第一六七条改正説

この学説は J. PÉREZ ROYO、M. MARTÍNEZ CUADRADO 等によって主張されているもので、その内容はマーストリヒト条約批准に際し、憲法改正は必要であるが、憲法第一三條第二項のみに限定して行われるべきであるとするものである。⁽⁶³⁾ 彼らは、憲法学者の中でも比較的現実の国際政治情勢に沿った考え方をするグループであり、彼らは、一九九二年に行われた憲法改正を肯定的に捉え、この改正が行われようとする段階で実際に調査・研究をしていたか、立憲主義的な主張をする者等がその中心であった。彼らはヨーロッパ統合には賛成する傾向があり、⁽⁶⁴⁾ その際、憲法改正が必要ならばその可能性もあり得ると考えている。当然この考え方によると、マーストリヒト条約と憲法との矛盾の存在を、彼らも一応は認めている。つまり、彼らにとって憲法改正は、いわば政策の帰結であって、他の改正手続によって置き換えることを要求したとしても、それは単に憲法を改正するという政治決定を再検討することだと理解しているのである。要するに、マーストリヒト条約批准問題のときのような手段で憲法を改正したのは、単に他の手続よりも効率的であったからであり、そもそも完璧な憲法改正はあり得ないという考え方なのである。当該事例のよ

うな場合に、第一六七条の通常の技術的改正手続の中でも、最も効率的な形式であるとされるのは、議会の両院で五分の三以上の同意を得た上で、国民投票を要求しない手続である。⁽⁶⁵⁾つまり、一定のコンセンサスを得た上で、この改正手続を国民投票なしで行うのが、政治の混乱を回避しつつもヨーロッパ統合のための法改正をスムーズに進めることができるとして、法政策的観点からも望ましいということであろう。このような法状況は、憲法制定者にとって想定内であり、憲法の安定性を高めるといふ二つの改正条項を設置した意義がこの学説に表れていると考えられる。

(三) 第一六八条改正説

この学説は J. DE ESTEBAN 等によって主張されたもので、憲法第一三条第二項だけではなく憲法第二三条第二項⁽⁶⁶⁾の改正も不可欠であるとする立場である。⁽⁶⁷⁾つまり一九九二年に行われた憲法改正で、第一六七条改正を選択したことは、妥当ではないとする立場である。マーストリヒト条約第八〇条第一項を承認する上でなされるべき改正は、第一三条第二項のみならず、関連条項である第二三条第二項も改正されなければならないとしている。憲法第一六八条第一項には「憲法の全面改正、または序編（一条〜九条）、第一編第二章第一節（一五条〜二九条）もしくは第二編（五六条〜六五条）に関する……」⁽⁶⁸⁾とあり、第二三条はまさに上記の規定に該当する条項なので、通常の技術的改正では不可能であるというのである。すなわちマーストリヒト条約は、スペインの地方参政権に対する介入を強く求めているので、慎重に扱われて然るべき案件で、国民投票という手続を踏まなければならないと言っているのである。当該学説に関しては、第一六七条改正説の代表的な論客の一人である J. PEREZ ROYO も、検討すべき問題だとして、一定の理解を示している。⁽⁶⁹⁾確かに、マーストリヒト条約とスペイン憲法の間で抵触している条文の文言を比較してみると、前述したように、第二三条第二項も改正する必要があると読めなくないため、第一六八条改正説が妥当になる。しかし、スペイン憲法裁判所が第一六七条改正説の立場を取ったのは、国政の無用な混乱を回避する意図もあったと考えられ

る。もともと、憲法裁判所が憲法の解釈者として最高の地位にあることからすれば、その意図には若干疑問が残り、同裁判所が行った憲法解釈には政治的影響を強く受けたという印象が否めない。これは同裁判所の憲法の解釈者という側面と同様に、憲法の運用者としての側面も併せ持っているものと推測できるという見解もある。¹⁰⁾

(四) 小括

これまで議論してきたように、憲法裁判所の持つ条約審査の権限は決して小さくないものの、やはり条約の批准という重大な問題を決定する役割を担っているのは政治部門でなければならない。同裁判所の判断が憲法秩序の改変に対して与える影響は限定的であるべきだろう。しかし、スペイン憲法改正手続条項に関して判示するときには注意が必要である。スペイン独自の改正規定である第一六七条（技術的改正手続）と第一六八条（本質的改正手続）の特異なところは、憲法典の中に具体的に何条が第一六七条によって改正され、何条が第一六八条によって改正されるのかを明記しているところである。そして、マーストリヒト条約批准問題では、憲法裁判所が条約と憲法の抵触に関して宣言（法的拘束力なし）を行うことで、政治的合意形成に対してお墨付きを与えるような形になった。前述した三つの学説を検討してみると、同裁判所の決定とは異なる説もそれなりに説得力を持っている。つまり、条約に対する憲法裁判所の判断でこれらのことについて言及するということは、政治決定の妥当性を高め、憲法の変容に際して安定的な運用をするためである。憲法裁判所は、憲法改正の実質的限界を示しているという見解もある第一六八条に列挙されている条文に関する抵触問題に際しては、非常に消極的な態度を取っているというよりも、取らざるを得ないと言うほうが正確であろう。二つの改正手続条項の設置した現行憲法制定者の意図は、これらの条項によって形式的には無限界である憲法改正について、憲法条文上でその条文に関する改正について優先順位をつけてしまうことで、憲法規範の安定性を高めることを狙ったのだと考えられている。すなわちスペインでは、二つの改正手続条項が憲法裁判

所制度を安定的に運用するのに一役買っているようである。

五 おわりに

ここまで、スペイン憲法裁判所制度とヨーロッパ統合関連条約の審査に関する事例と学説について検討してきたが、以上のことから見て取れるのは同裁判所の姿勢の変化である。つまり、積極的にはないものの憲法秩序に影響与え、改正手続にまで言及した一九九二年の宣言に対し、二〇〇四年の宣言は、努めて消極的であった。スペイン特有の二つの改正手続規定は、憲法裁判所にとって判断の幅を広げてしまうものと考えられることもできるため、その扱いには慎重である必要がある。実際、一九九二年改正の際は、同裁判所が多くのことと言及したため、様々な論争が起る結果となった。そのため、二〇〇四年の宣言は、当時の反省も踏まえた上で発せられたものと評価できる。また、二〇〇六年に、枢密院が内閣から求められる形で憲法改正に関する見解を述べており、その中身は、EU建設過程の憲法的受容であった。これは、①スペイン国民がヨーロッパの民主主義諸国とともにEUの建設過程に参加する意思を表明する文言を、憲法の前文または条文に盛り込むこと、②ヨーロッパ法をスペインの法体系に編入する明文規定を設けること、③EU条約批准のため特別手続を構想し、その要件、手続及び可能な制約を明らかにするというもので、憲法にヨーロッパ条項 (*clausula europea*) の設置を提案している⁽¹⁾。また、最近の事例では、二〇一一年、財政債務に関する第一三五条の全面的な改正が行われ、改正に合わせた附則と最終規定が定められたが、このときは憲法裁判所に判断を求めていなかったというのも存在する。つまり、政治部門のコンセンサスのみで改正手続を行ったのである。このときは、国民投票も実施されなかったもので、民意を無視した改正であるとの批判が噴出した。ただし、今までに行われた憲法改正で国民投票が行われたことはない。そのため国民投票との関連についての考察は、今後の課題とし

たい。

これまで述べてきたように、本稿では、スペインにおける憲法改正について論じる上で前提となる憲法裁判所の制度や憲法改正に関する事例、学説の紹介に終始したが、次稿に向けては、これらのさらなる検討に加え、理論的な側面からも考察をするつもりである。

(1) 憲法正文のテキストは、Constitución española, Congreso de los Diputados, (1998) を参照し、邦訳は池田実「新訳 スペイン憲法」(参憲資料第六号)『スペイン憲法概要』(参議院憲法調査会事務局、二〇〇一年)、二三―六九頁、黒田清彦「スペイン憲法試訳(上)、(下)」『南山法学三巻一号・二号』(一九七九年)、(上) 一三五―一九四頁、(下) 一九九―二一〇頁、を参照した。

(2) スペイン憲政史上初めての憲法はナポレオンによる一八〇八年のバイヨンヌ憲法であるが、対フランス独立戦争のため、ほとんど適用されなかった。実質的にスペイン最初の自主憲法は、一八一二年のカデイス憲法である。この憲法は国民主義の立憲君主制憲法であり、一院制国会、国王権力の制限、三権分立の統治機構、広範な自由・権利条項など急進的自由主義の思想が色濃く表れた憲法であった。その後のクーデターや一八三四年の王国憲章公布など、政治的な変動に左右され破棄・公布を繰り返すことになり定着は困難だった。その王国憲章も憲法としての役割を果たしたが、その後も次々と憲法が成立・廃止を繰り返していくことになる。一八三七年憲法は、自由主義進歩派と穏健派の妥協の産物として作り上げられたものであり、一八四五年憲法は、穏健派のイデオロギーを反映する保守的な憲法が成立した。一八六九年憲法は、進歩派の主導で制定されたもので、国民主権原理に立脚し、厳格な権力分立を定め、広範かつ詳細な権利宣言を備えた民主主義的な立憲君主憲法であった。しかし、一八七三年に国王が王位を放棄し国会は共和制を宣言した(第一共和制)。ただし、このとき共和制憲法草案は作られたものの、公布には至らなかった。一八七六年の王政復古憲法は穏健で保守的なものではあるが、この憲法の間は政治が安定したこともありイデオロギー色は薄れた。この憲法はスペイン憲法史上最長の四七年間存続した。その後の一九二三年、クーデターによって軍事独裁が始まり、一九三一年の第二共和制成立まで続いた。一九三一年の第二共和国憲法は共和主義・社会主義のイデオロギーを色濃く反映した人民主権の憲法であり、戦争放棄条項、社会権規定、自治州制度など二〇世紀憲法としての先進的な要素を多く有していた。しかし、一九三六年の軍事クーデターをきっかけ

けに、共和国側と反乱軍側に分かれての内戦に突入した。一九三九年に内戦が終結し、それ以後、内戦に勝利したフランコが民主主義を否定し、保守的・伝統主義的イデオロギーで固めた独裁体制を維持した。この独裁体制下では、憲法的なる法律は存在したが、単一の憲法典は存在しなかった。一九七五年にフランコが死去すると、国家元首継承者に指名されていた現国王でもあるファン・カルロス一世が国王に即位し、自ら積極的に民主化のための改革を推し進めた。民主化とともに新憲法の制定にも取り組み、一九七八年に公布・施行されたのが現憲法である。

(3) 野口健格「スペインにおける二つの憲法改正手続条項の意義」『法学政治学論究』第八二号(二〇〇九年)、一三三—一六〇頁。

(4) 憲法第一六八条第一項の内容は、次の通りである。まず、国の基本的な形(序編)に関するものとは、法治国家・民主主義・議会君主制(第一条)、国家の統一性・自治権(第二条)、公用語(第三条)、国旗・州旗(第四条)、首都(第五条)、政党(第六条)、労働組合・使用者団体(第七条)、軍隊(第八条)、憲法・公権力の役割(第九条)である。次に、基本的権利および公的自由(第一編第二章第一節)に関するものとは、生命権・拷問の禁止・死刑の廃止(第一五条)、思想・宗教の自由・国教の禁止・公権力と教会の協力関係(第一六条)、自由および安全に対する権利・法定手続の保障(第一七条)、名誉権・プライバシー権・肖像権・住居の不可侵・通信の秘密(第一八条)、居住・移転の自由・出入国の自由(第一九条)、表現の自由・教授の自由・情報に対する権利、アクセス権(第二〇条)、集会の権利(第二一条)、結社の権利(第二二条)、参政権・公職就任権(第二三条)、裁判を受ける権利(第二四条)、遡及処罰の禁止・受刑者の権利(第二五条)、名誉裁判所の禁止(第二六条)、教育に対する権利・教育の自由・大学の自治(第二七条)、労働組合組織権・ストライキ権(第二八条)、請願権(第二九条)である。そして、国王(第二編)に関するものとは、国王の地位・称号・不可侵性・無答責性(第五六条)、王位継承の原則(第五七条)、国王の配偶者(第五八条)、摂政(第五九条)、未成年国王の後見人(第六〇条)、国王・皇太子・摂政の宣誓(第六一条)、国王の権能(第六二条)、国王の対外的権能(第六三条)、副署(第六四条)、王室経済(第六五条)である。これらの条文を改正するときは、より厳格な本質的改正手続によって行われなければならないのである。

(5) このような考えに関する代表的なものとして、PEDRO DE VEGA, *La reforma constitucional y la problemática del poder constituyente*, (Tecnos, Madrid, 1985), SANTIAGO SANCHEZ GONZALEZ y PILAR MELLADO PRADO, *La Constitución Democrática Española y sus Fuentes*, (Editorial Centro de Estudios Ramón Areces, Madrid, 2003), が挙げられる。

- (6) 組織法 (Ley Orgánica) は、法律の中でも憲法の基本原則や国政の根本に関わる重要な法律のことである。憲法の下に位置し、他の諸法律より上位に位置付けられており、憲法第八一条にその規定がある。
- (7) なぜ一二名という裁判官の数になったかという点、スペイン第二共和政下の憲法保障裁判所が、二五名の裁判官から構成されることになり、裁判所としての意思統一に支障をきたした反省からスリム化したと考えられている。佐藤修一郎「スペイン憲法裁判所研究序説」『工学院大学共通課程研究論叢』第三六巻二号（一九九八年）、四九頁参照。
- (8) 裁判官の人事、その他の監督を行う裁判官による一種の自治組織で、司法権の独立保障のための中心的役割を果たしている。議長は最高裁判所長官が務め、その他二〇名の評議員（一二名を裁判官の中から選出、残り八名を一五年以上の職歴を有する権威ある弁護士等の法律家の中から、上下両院が各四名を五分の三以上の多数決で推挙する）で構成される。
- (9) 黒田清彦「スペイン憲法二〇〇年」『南山法学』（一九九八年）、二九頁参照。
- (10) 黒田・同右、三〇頁、亀野邁夫「スペインの憲法裁判所」『レファレンス』二〇〇三年八月号（二〇〇三年）、一一頁。
- (11) 佐藤・前掲注（7）、五一頁参照。
- (12) スペイン憲法裁判所ホームページ中の「構成と組織」を参照。http://www.tribunalconstitucional.es/es/tribunal/composicion/Organizacion/Paginas/fichaMagistrado.aspx（二〇二二年一〇月二二日閲覧）。
- (13) 亀野・前掲注（10）、一九八四年二月二六日の組織法第八号（良心的兵役拒否の場合における訴訟手続規定の新設）、一九八五年六月二六日の組織法第四号、一九八八年六月九日の組織法第六号、一九九九年四月二二日の組織法第七号（国等に対し地方自治体の権限を擁護するための争いに関する規定の新設）、二〇〇〇年一月七日の組織法第一号。
- (14) ルイ・ファヴオル著、山元一訳『憲法裁判所』（敬文堂、一九九九年）、一一二頁参照。
- (15) スペインでは現在一七の自治州と二つの自治市（セウタ、メリージャ）が制定されており、これらの自治州は独自の議会や政府を持ち、教育や医療、社会保障など地域住民の生活に直結する分野で幅広い自治権を付与されている。このような地域主義は歴史的なものであり、一つのスペインを標榜したフランコ独裁の期間に弾圧を受けた。
- (16) PEDRO J. TENORIO SÁNCHEZ, *El Tribunal Constitucional: Revista de Derecho Político*, núm. 37, (1992), págs. 293 y 294.
- (17) 護民官 (Defensor del Pueblo) は、憲法第一編で定める権利を擁護するため、国会の高等受任者として国会により任命される行政府監督機関（オンプスマン）である（憲法第五四条）。護民法 (Ley Orgánica 3 / 1981, de 6 de abril, del Defen-

- sor del Pueblo) によると護民官の任期は五年で、「違憲の訴え」及び「憲法訴願」の提訴権を有する。
- (18) 池田実「スペイン憲法裁判所の構成と権限」『山梨大学教育学部紀要』第七号（一九九三年）、五頁。
- (19) アムパロ (amparo) の語義は、保護、庇護、擁護などである。人身保護訴訟の起源は古く、アメリカ植民地時代に人権を侵害された者が宗主国スペインから派遣された副王に直訴することが認められていたものである。人権保護訴訟としてのアムパロ訴訟制度が形成されたのは一九世紀のメキシコ（一八七五年憲法下）においてである。それが一九一七年のメキシコ憲法において近代的な制度として規定されるに至ったという経緯がある。その後、その他のスペイン系諸国に広まり、スペインの一九三一年共和国憲法で採り入れられた（第二共和国憲法第一二一条b号）。現在のスペイン憲法で定められている人権保護訴訟 (Recurso de amparo) 制度は、ドイツにおける憲法異議に類似するものである。
- (20) 佐藤・前掲注（7）、五九一六〇頁。
- (21) 庄司克宏「欧州司法裁判所とE.C.法の直接効果」『法律時報』第七四卷四号（二〇〇二年）、一四一—二〇頁を参照。また、ヨーロッパ司法裁判所のリーディングケースとして、Case 26 / 62, Van Gend en Loos v. Nederlandse Administratie der Belastingen, [1963] ECR 1。
- (22) JUAN FERNANDO LÓPEZ AGUILAR, *La Reforma de la Constitución—Opciones Constitucionales ante la Ratificación de los Acuerdos de Maastricht: Revista de Derecho Político, núm. 36, (UNED, Madrid, 1992), p. 449.*
- (23) Case 6 / 64, Costa v. ENEL [1964] ECR 585. 邦語文献としては、中村民雄・須網隆夫編『EU法基本判例集（第二版）』（日本評論社、二〇一〇年）、三—四頁、または、ヨーロッパ統合の流れを概観するものとして、ジョセフ・ワイラー著、南義清・広部和也・荒木教夫訳『ヨーロッパの変容—E.C.憲法体制の形成—』（北樹出版、一九九八年）を参照した。当該事件について欧州司法裁判所は、①優先関係はE.C.法が決めるのであり、②E.C.法が抵触するあらゆる構成国法に優位すると判示し、E.C.法の構成国法に対する優位性原則を初めて明確に示した先決原則であるとした。
- (24) 憲法第九三条「憲法に由来する権限を、国際的な組織または機関に移譲する条約の締結は、組織法により、これを承認することができる。これらの条約、および権限を付与された国際的または超国家的組織による決議は、場合により、国会または内閣が、その履行を保障する」。
- (25) Declaración del Tribunal Constitucional (DTC) 1/1992, 1 de julio. 《BOE》núm. 117, de 24 de julio de 1992, p. 466.
- (26) MANUEL ARAGÓN REYES, *La Constitución española y el Tratado de la Unión Europea—la reforma de la Constitución.*

- Revista Española de Derecho Constitucional*, núm. 42, (Centro de Estudios Constitucionales, 1994), p. 25.
- (27) 山元一「憲法改正問題としての国際機関への権限移譲——「国家主権」における《実質的思考》と《形式的思考》——」『シュリスト』一二八九号（二〇〇五年）一二五頁参照。また、JUAN FERNANDO LÓPEZ AGUILAR, *ibid.* (22), pp. 451-454. も同様の見解である。
- (28) 西原博史「憲法裁判所制度の導入。」『シュリスト』一二八九号（二〇〇五年）、五〇頁参照。また、RAMÓN PUNSET BLANCO, *El Tribunal Constitucional y la reforma de la Constitución —La reforma constitucional— ¿hacia un nuevo pacto constituyente?: ACTAS DE LAS XIV JORNADAS DE LA ASOCIACIÓN DE LETRADOS DEL TRIBUNAL CONSTITUCIONAL*, (Centro de Estudios Políticos y Constitucionales, Madrid, 2009), pp. 9-13. ☆ JORGE DE ESTEBAN, *El estado de la Constitución —Diez años de gobierno del PSOE, (Libertarias/Prodhufi*, Madrid, 1992), pp. 199-206. ☆同様の批判も存在する。
- (29) MANUEL CONTRERAS, *Sobre el Título X de la Constitución Española: de la reforma constitucional. Revista de Derecho Político*, núm.37, (Centro de Estudios Constitucionales, Madrid, 1992), pp. 303-318. MANUEL ARAGÓN REYES, PABLO PÉREZ TREMPES (Coord.), *La reforma de la Ley Orgánica del Tribunal Constitucional*, (tirant lo blanch, Valencia, 2007), pp. 121-139.
- (30) しかし、司法裁判所と同様の形式を取る事実があるにも拘わらず、憲法裁判所が司法権に属することは明らかであると同裁判所自ら判示している。Sentencia del Tribunal Constitucional (STC) 9/1981, de 31 de marzo. 《BOE》núm. 89, 14 de abril de 1981.
- (31) 池田・前掲注(18)′一二頁参照。
- (32) 池田・同右、一一一六頁参照。STC 17/1981, de 1 de junio. 《BOE》núm. 143, de 16 de junio de 1981.
- (33) 亀野邁夫「スペインの憲法事情」国立国会図書館調査及び立法考査局「諸外国の憲法事情二」(二〇〇二年)′一七頁。
- (34) 同条は、ヨーロッパ統合を前提に設けられたとされつつも、MANUEL ARAGÓN REYES, *La Constitución española y el Tratado de la Unión Europea —la reforma de la Constitución. Revista Española de Derecho Constitucional*, núm. 42, (Centro de Estudios Constitucionales, Madrid, 1994), pp. 9-26.
- (35) EC法の国内法に対する優越についてわが国における先行研究として、伊藤洋一「EC法の国内法に対する優越(一)」

- 『法学教室』二六四号(二〇〇二年)・一〇七—一二頁、同「E.C法の国内法に対する優越(2)」『法学教室』二六五号(二〇〇二年)・一一三—一二〇頁、同「E.C法の国内法に対する優越(3)」『法学教室』二六六号(二〇〇二年)・一一一—一二八頁がその詳細を説明している。
- (36) ARACERI MANGAS MARTÍN, *Derecho Comunitario Europeo y Derecho Español 2aed.*, (Tecnos, Madrid, 1987), pp. 21-23 y 37-44. *La Declaración del Tribunal Constitucional sobre El artículo 13.2 de la Constitución: una reforma constitucional necesaria. Revista Española de Derecho Internacional, núm. 44*, (Instituto Francisco de Vitoria, Salamanca, 1992), pp. 381-393.
- (37) *Idem*.
- (38) *Idem*.
- (39) 山元・前掲注(27)・一二二—一二九頁参照。
- (40) 山元・同右。
- (41) MIGUEL RODRÍGUEZ-PIÑERO y BRAVO-FERRER, *La protección de la posición institucional del tribunal Constitucional — El furreo de la Justicia Constitucional: ACTAS DE LAS VII JORNADAS DE LA ASOCIACIÓN DE LETRADOS DEL TRIBUNAL CONSTITUCIONAL*, (Centro de Estudios Políticos y Constitucionales, Madrid, 2007), pp. 11-22.
- (42) JORGE DE ESTEBAN, *op. cit.* (28), pp. 39-43.
- (43) マーストリヒト条約G条C項(後のE.E.C創設ローマ条約第八b条第一項)「加盟国に居住する連合の市民であって居住国の国民でないすべての者は、その者が居住する加盟国の地方選挙において当該国の国籍者と同様の条件の下に選挙権及び被選挙権を持つ。この権利は、委員会の提案に基づき、欧州議会と協議の後、全会一致により、理事会が一九九四年一月三十一日以前に採択する詳細な取決に従って行使される。この取決は、加盟国に特有の問題により必要とされる場合には留保することができる」。
- (44) ヨーロッパ統合における外国人参政権問題については、河原祐馬「国民国家の「変容」と外国人参政権問題」及び植村和秀「近代民主主義と近代国家の狭間に落ち込んだ尊厳」、河原祐馬・植村和秀編『外国人参政権問題の国際比較』(昭和堂、二〇〇六年)・一一—三三頁及び三二七—三二七頁参照。また、ヨーロッパにおける外国人参政権問題については、長尾一紘『外国人の参政権』(世界思想社、二〇〇〇年)、近藤敦『外国人参政権と国籍』(明石書店、二〇〇一年)も詳しい。

- (45) DTC (25), pp. 460-479.
- (46) スペインにおけるヨーロッパ市民概念の捉え方については、JORGE DE ESTEBAN, *op. cit.* (28), pp. 173-206. が詳しい。
- (47) 憲法改正のための国民投票については、一九八〇年の「各種の国民投票について定める組織法」が規定し、民主化後（独裁者フランコの死後）の一九七六年の政治改革法、一九七八年の憲法、一九八六年のNATO残留の是非、二〇〇五年の欧州憲法条約批准の是非について計四回の国民投票が行われている。これまでの事例から分かることは、スペインでは国民投票をある程度コンセンサスを得られるという見通しの立つものに限って行っているということである。
- (48) FERNANDO DÍEZ MORENO, *España—la ratificación de Maastricht: Política exterior*, Vol. VI, Núm. 30, (Estudios de Política Exterior, Madrid, 1992-1993), pp. 90-91. Cf. ARTEMI RALLO LOMBARTE, *El tratado de Maastricht y el derecho de sufragio de los extranjeros en España: Revista de Derecho Político*, núm. 36, (Madrid, 1992), pp. 102-106.
- (49) イギリスでは、コモンウェルズの市民およびアイルランド国民に対して地方議会選挙への参加を認めている。ポルトガルは、一九八九年の法律ですべての外国人に対して相互主義の留保の下で選挙権及び被選挙権を認めることとなった。二〇一〇三頁参照。安江則子「マーストリヒト条約とフランスの憲法改正」『日本EC学会年報』第一三号（一九九二年）、一〇〇頁参照。
- (50) ARTEMI, *ibid.* (48).
- (51) *Idem.*
- (52) DTC 1/2004, de 13 de diciembre. 《BOE》 de 4 de enero de 2005.
- (53) JUAN MANUEL GOIG MARTÍNEZ, CAYETANO NÚÑEZ RIVERO, MARIA NÚÑEZ MARTÍNEZ, *El Sistema Constitucional Español según la Jurisprudencia del Tribunal Constitucional*, (Editorial Universas International, Madrid, 2004), pp. 97-109.
- (54) ヨーロッパ市民権については、鈴木規子「ヨーロッパ市民権制定と「ヨーロッパ人」アイデンティティの形成——外国人地方参政権を認めたフランスの結果——」『日本EU学会年報』第二三三号（二〇〇三年）、二二二—二三〇頁、土谷岳史「EUと民主的シテイズンシップ——第3国国民の包摂を中心に——」『日本EU学会年報』第二五五号（二〇〇五年）、二四四—二六六頁が詳しい。
- (55) JUAN FERNANDO, *ibid.* (22), pp. 451-454.

- (56) ユーロ圏憲法条約批准に関して検討している文献として、JOSU de MIGUEL, *Capítulo 3 España: Justicia Constitucional y Unión Europea — Un estudio comparado de las experiencias de Alemania, Austria, España, Francia, Italia y Portugal*, JAVIER TALADURA y JOSU de MIGUEL (Coord.), (Centro de Estudios Políticos y Constitucionales, Madrid, 2008), pp. 137-177. 486。
- (57) 国務院は、内閣の最高諮問機関として位置付けられているが、行政裁判管轄権は有しておらず、法律によって定められた諮問事項について答申を行う。その際、採択された報告書は拘束力を有しなく（憲法第一〇七条）。
- (58) JUAN FERNANDO LÓPEZ AGUILAR, *Masrichi y la problemática de la reforma de la Constitución (Unión Europea, derechos de los extranjeros y reforma constitucional: teoría y case study)*: *Revista de Estudios Políticos*, núm. 77, (Centro de Estudios Políticos Constitucionales, Madrid, 1992), p. 81.
- (59) ARTEMI, *op. cit.* (48), p. 118.
- (60) ARACERI MANGAS MARTÍN, *op. cit.* (48), p. 392.
- (61) *Idem*, pp. 391 y 392.
- (62) ARTEMI, *op. cit.* (48), p. 119.
- (63) JUAN FERNANDO, *ibid.* (58), p. 81.
- (64) MANUEL ARAGÓN REYES, *La Constitución española y el Tratado de la Unión Europea — la reforma de la Constitución: Revista Española de Derecho Constitucional*, núm. 42, (Centro de Estudios Políticos Constitucionales, Madrid, 1994), pp. 24-25.
- (65) ARTEMI, *op. cit.* (48), p. 120.
- (66) 憲法第二三条第二項「同様（市民は普通選挙において……参政権を有する）に、「市民（ciudadanos）」は、法律に定める要件に従い、公職に就く権利を有する」。この条文上の市民とはスペイン市民を指すものと考えられるが、一九九三年の法律により、EC加盟国（当時）の国民が、研究、教育、郵便、医療などの公務に国民と同じ条件で就くことを定めている。近藤・前掲注（44）一六七頁参照。
- (67) JUAN FERNANDO, *ibid.* (58), p. 81.
- (68) 憲法第一六八条第一項「憲法の全面改正、または序編、第一編第二章第一節もしくは第二編に関する部分改正が提案され

たときは、各議院の三分の二の多数でその原則を可決し、直ちに国会を解散する」。

(69) ARTEMÍ, *op. cit.* (48), p. 121.

(70) ARTEMÍ, *idem.*

(71) SALVADOR RODRÍGUEZ ARTACHO 著、池田実訳「第二章 憲法」日本スペイン法研究会・サラゴサ大学法学部・Nichiza 日本法研究班共編『現代スペイン法入門』（嵯峨野書院、二〇一〇年）、六六―六八頁参照。

野口 健格（のぐち たけのり）

所属・現職

慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

神田外語大学・東洋英和女学院大学非常勤講師

最終学歴

慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

所属学会

憲法理論研究会、比較憲法学会、日本スペイン法研究会

専攻領域

憲法、スペイン法

主要著作

「スペインにおける二つの憲法改正手続条項の意義」『法学政治学論究』第八二号（二〇〇九年）

「スペイン公文書法制と歴史記憶法における公文書へのアクセス——市民に対する公的記録へのアクセス保障の進展——」『中京大学社会科学研究』第三三卷第一号（二〇一二年）

「スペインにおける憲法改正の実質的限界論」『危機的状況と憲法（憲法理論叢書20）』（敬文堂、二〇一二年）